

被害防止計画目標評価報告書

事業実施主体名 (参画協議会名)	構成市町名	実施年度
伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会	伊豆の国市	平成30年度

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	伊豆の国市全域
実施期間	平成26年度～平成28年度

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(平成24年度)の実績値 A	目標値 B	目標年(平成29年度)の実績値 C	達成率(%) $A - C / A - B$	備考
被害面積 (イノシシ, ニホンジカ, カラス, ハクビシン)	1,641a	1,147a	261a	279%	
被害金額 (イノシシ, ニホンジカ, カラス, ハクビシン)	6,541千円	4,577千円	8,925千円	△122%	

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果
推進事業(有害捕獲)	無線機34台 トラックマーカ-12台			効率的な捕獲及び事故の予防
	ハクビシン用箱わな2基			ハクビシンの捕獲2頭
緊急捕獲活動支援事業	イノシシ (成) 313頭 (幼) 29頭 ニホンジカ (成) 165頭 (幼) 1頭 カラス 2羽			捕獲数の増加

#### 4. 総合評価

##### 【昨年の評価報告及び改善計画を受けて平成29年度に実施した事業】

1) 平成30年2月6日に市職員6名で伊豆の国市鳥獣被害対策実施隊を組織した。実施隊は、市の職員が中型獣の捕獲と鳥獣対策について専門的な知識を身に着けることで農林業者等への捕獲以外の環境管理、防護柵の設置等の鳥獣被害対策を直接指導出来るようになる。従来の捕獲従事者（猟友会）は、大型獣（イノシシ、ニホンジカ）の捕獲に専念することで役割分担し、負担の軽減を図り、農作物被害の減少を目的に組織した。

〈主な活動内容〉

##### ①市が管理する捕獲器の貸出及び技術指導

狩猟や有害鳥獣捕獲許可等により捕獲が可能な者に対し、捕獲器を貸し出す。また、その際、効率的な捕獲及び適正な管理に必要な技術指導を行う。

②ハクビシン（錯誤捕獲されたアナグマ、アライグマ、タヌキを含む。）の捕獲及び処分農林業者等からの依頼に基づき、市が管理する捕獲器を設置する。また、捕獲した鳥獣を処分する。

##### ③対象鳥獣の情報収集及び被害状況調査

農林業者等から寄せられた野生鳥獣に関する被害状況を調査する。伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会への参加。静岡県が実施する鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修への参加。

##### ④捕獲技術の向上及び担い手の育成

狩猟免許の取得及び講習会への参加。市内猟友会員から捕獲技術の指導を受ける。農林業者等へ新たに狩猟免許取得へ向けた周知と働きかけを行う。

2) 推進事業（推進体制の整備）ハクビシン用箱罠20基及びイノシシ用箱罠6基の購入。

実施隊の活動で使用する目的でハクビシン捕獲用の罠を購入し、捕獲や貸出用に使用している。また、イノシシ用の箱罠は猟友会員の希望者に対し貸出し、捕獲に使用している。

3) 緊急捕獲活動支援事業

捕獲計画を新たにイノシシ280頭、ニホンジカ150頭、ハクビシン50頭、カラス50羽に設定し、実績はイノシシ284頭、ニホンジカ138頭、ハクビシン13頭、カラス30羽となっている。

##### 【評価と今後の方針】

実施隊を組織したことで従来の捕獲従事者（猟友会）と役割が明確になり、市として被害防止対策を進める上での推進体制が整備されたと考える。捕獲実績は着実に増加しており、また防護柵も以前は山間部のみ設置されていたが、現在は平野部でも急速に普及している。昨年実施した防護柵の設置を主題とした講習会も非常に好評だったこともあり、農業者の意識も徐々に変わりつつあると思われる。

実施隊は、平成29年度末に組織されたため本格的な活動は平成30年度からとなるが、準備段階での活動として農業者（田中山西瓜組合）へ狩猟免許取得に向けた働きかけを行い、新たに4名の農業者が狩猟免許を取得し、圃場に罠を設置している。市職員で組

織された実施隊のメリットとして農業者や市民へ職員の肩書のおかげで不審がられずに直接被害状況調査や指導が出来る点がある。今後は、隊員がより知識と技術を身に着け、地域や農業者へ還元する。そしてその知識や技術を実施隊の中で継承することが重要と考える。

## 5. 第三者の意見

(コメント)

鳥獣被害対策実施隊に求められる役割や負担は大きいと思うが、被害対策に努めて欲しい。新規に狩猟免許を取得した者の捕獲に対するモチベーションを維持するためには、新規狩猟免許取得者が捕獲の成功経験を得ることが重要と思われる。成功経験が得られるよう、猟友会や実施隊が新規の狩猟免許取得者に対して、わなの設置場所やエサの撒き方等のきめ細かな指導を行うことを期待する。

(静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター 上席研究員  
水井陽介)

- (注): 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1第6の2の(1)に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 3の事業効果には、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を記入すること。なお、整備事業を行った場合は、捕獲効率の向上への寄与、処理加工施設の利用率も記入すること。また、鳥獣被害防止施設の整備を行った場合は、別紙を添付すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、効果に対する考察や経営状況を詳細に記入するとともに、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。